

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です 定期的に歯科検診を受けましょう

定期受診で80歳で20本の自分の歯を残そう！

歯を失う原因の7割がむし歯や歯周病によるものと言われています。

「歯と口の健康週間」は、お口の健康の知識を広め、歯の大切さを知ってもらうことにより、歯と口の健康を維持するための運動です。80歳で20本の自分の歯を残すためには治療はもちろん定期受診することをおすすめします。

コロナ禍でも感染症対策をとり定期受診を

口は食べ物の入り口であるとともに健康の入り口でもあります。日常生活の中で自分の歯について意識し、かかりつけ歯科医院への定期的な受診とセルフケアを行って「自分に合った口腔ケア」を習慣化しましょう。

また、感染症を心配して歯科受診を控えることは、むし歯や歯周病の進行につながります。マスク・手洗い等の感染対策をとり、かかりつけ歯科医院を定期的に受診しましょう。

歯科健診受診率65%を目標

豊岡市健康行動計画(第2次)の柱の一つ「歯の健康」では、毎日の口腔ケアの実践や歯の定期健診の習慣を身につけることで、歯と口の健康を保ち、市民全体のお口の元気につながることを目指しています。

本市では、定期的に歯科健診を受けている人の割合は、2016年は33%でしたが、2022年には65%となることを目標にしています。



《問合せ》健康増進課 ☎24-1127

日本脳炎・成人用肺炎球菌予防接種

日本脳炎ワクチン予防接種

2021年度においては、日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少することから、次の対象の方を優先して予防接種を実施します。

なお、例年小学4年生で郵送している予診票については、ワクチンの供給状況に応じて改めしてお知らせします。

▶優先対象者

- ・第1期初回の2回接種(1回目、2回目)する方
- ・第1期初回および第2期について接種が受けられる年齢の上限に近づいている方(第1期初回は6歳から7歳半までの方、第2期は12歳、高校3年生および19歳の方)

※特に、2003年4月2日～2004年4月1日生まれで4回の接種を完了していない方は、早めに接種してください。

成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

2021年度の成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。ただし、過去にこの予防接種を受けたことがある場合は対象外です。

なお、新型コロナウイルスワクチンを接種する場合は、前後2週間、接種間隔を空けてください。

▶対象

- 2021年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方(対象者には5月中に案内を送付します)
- 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方

▶接種費用 4,700円(市民税非課税世帯の方、生活保護の方は申請により無料)

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127

固定資産税の減額制度

認定長期優良住宅の減額

▽要件 次の要件を全て満たす住宅

○「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定を受けて2022年3月31日までに新築

○居住部分の床面積が50平方メートル(二戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下

○併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

▽範囲 当該家屋の居住部分120平方メートル相当分までの固定資産税額の2分の1

▽期間 ①一般住宅(②以外)：課税開始年度分から5年度分

②3階建て以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度分から7年度分

▽手続き 新築した翌年の1月31日までに所定の申告書と認定通知書の写しを税務課に提出

《認定の問合せ》県住宅政策課
☎078-341-7711

住宅改修に伴う減額

一定の要件を満たす住宅の改修工事(補助金などを除く工事費用の合計が50万円以上)を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告してください。

■住宅耐震改修

▽要件 1982年1月1日以前から市内に所在する住宅

▽範囲 当該家屋の120平方メートル相当分までの固定資産税額の2分の1、認定長期優良住宅に該当することになるものは3分の2

▽期間 改修工事完了年の翌年度分(ただし、「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分)

■住宅のバリアフリー改修

▽要件 2007年1月1日以前から市内に所在し、新築され

た日から10年以上を経過した住宅(賃貸を除く)

○改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

▽範囲 当該家屋の100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1

▽期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

■省エネ改修

▽要件 2008年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)

○改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

▽範囲 当該家屋の120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1、認定長期優良住宅に該当することになるものは3分の2

▽期間 改修工事完了年の翌年度分のみ
Ⅱ住宅改修共通Ⅱ
改修完了が2022年3月31日まで。全ての要件を満たすこと。

《申込み・問合せ》税務課
☎21-9046または各振興局市民福祉課

市または市土地開発公社から土地を購入した方へ 抹消登記はお済みですか？

豊岡市または豊岡市土地開発公社が販売した土地には、買戻特約や所有権移転請求権仮登記等の登記が付記されている場合があります。

買戻特約等の登記の有無は、法務局が交付する「土地全部事項証明書」等により確認することができます。

これらの登記は抹消の手続きをしない限り登記簿上に残ってしまうため、抵当権の設定や売買、相続を行う際に支障となる可能性があります。

抹消登記を希望する方は、9月30日(木)までに連絡してください。

▶申請書類

- 抹消申請書
- 土地全部事項証明書(登記簿謄本)の写し

○土地1筆につき1,000円分の収入印紙(登録免許税として)

▶申請期限 9月30日(木)

※この期間を超えても抹消登記は可能ですが、時間の経過とともに手続きが著しく困難となる場合もありますので、早めの手続きをお願いします。

抹消の手続きについては、市ホームページに掲載していますので確認してください。

《問合せ》財政課☎21-9014



※掲載している情報は編集時点(5月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。